

| | | | | |
|----------------|-----|------|---|-----|
| 印紙貼付欄 1000円 | 受付印 | 収入印紙 | 円 | 確認印 |
| | | 予納郵券 | 円 | |
| | 備考欄 | | | |

配偶者暴力等に関する保護命令申立書

東京地方裁判所民事第9部弁論係 御中

平成 年 月 日

申立人 _____ 印

当事者の表示

別紙「当事者目録」記載のとおり

申立ての趣旨

別紙「申立ての趣旨」記載の裁判並びに手続費用負担の裁判を求める。

なお、申立人は、相手方と

- 生活の本拠を共にする（同居） ただし、一時避難中）
 生活の本拠が異なる（別居） ものです。

申立ての理由

別紙「申立ての理由」記載のとおり

添付書類（□内にレを付したもの。）

- 申立書副本 1通
 戸籍謄本 住民票の写し
 * 戸籍謄本及び住民票の写しは原本提出
 甲号証写し 各2通
 写真 (甲第 号証) 診断書 (甲第 号証)
 陳述書 (甲第 号証)
 子（子が15歳以上の場合）・親族等の同意書 (甲第 号証)
 (甲第 号証) (甲第 号証)
 子・親族等の署名を確認する書類
 * 甲号証として子・親族等の同意書を提出する場合のみ

申立ての趣旨

(ただし□については□内にレを付したもの)

□ [退去命令]

相手方は、命令の効力が生じた日から起算して2か月間、別紙住居目録記載の住居から退去せよ。

相手方は、命令の効力が生じた日から起算して2か月間、前記記載の住居の付近をはいかいしてはならない。

□ [接近禁止命令]

相手方は、命令の効力が生じた日から起算して6か月間、申立人の住居（相手方と共に生活の本拠としている住居を除く。以下同じ。）その他の場所において申立人の身辺につきまとい、又は申立人の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならない。

□ [子への接近禁止命令]

相手方は、命令の効力が生じた日から起算して6か月間、下記子の住居（相手方と共に生活の本拠としている住居を除く。以下同じ。）、就学する学校その他の場所において同人の身辺につきまとい、又は同人の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならない。

□ [親族等への接近禁止命令]

相手方は、命令の効力が生じた日から起算して6か月間、下記親族等の住居（相手方と共に生活の本拠としている住居を除く。以下同じ。）その他の場所において同人の身辺につきまとい、又は同人の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならない。

記

[子への接近禁止を求める場合の子の表示]

(1) 氏名 (平成 年 月 日生)

(満 歳 か月)

(2) 氏名 (平成 年 月 日生)

(満 歳 か月)

(3) 氏名 (平成 年 月 日生)

(満 歳 か月)

[親族等への接近禁止を求める場合の親族等の表示]

(1) 住所 (住所が知りていなきは、勤務先・学校等の所在地・名称)

氏名

(昭和・平成 年 月 日生)

(申立人との関係 :

)

(2) 住所 (住所が知りていなきは、勤務先・学校等の所在地・名称)

氏名

(昭和・平成 年 月 日生)

(申立人との関係 :

)

□ [電話等禁止命令]

相手方は、申立人に対し、命令の効力が生じた日から起算して6か月間、次の各行為をしてはならない。

- ① 面会を要求すること。
- ② その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- ③ 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
- ④ 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
- ⑤ 緊急やむを得ない場合を除き、午後10時から午前6時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
- ⑥ 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
- ⑦ その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- ⑧ その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

申立ての理由

(ただし□については□内にレを付したもの)

1 私と相手方との関係は、次のとおり。

(1) [申立人と相手方との関係が婚姻関係（事実婚を含む。）の場合]

- 私と相手方は、平成 年 月 日婚姻届を提出した夫婦です。
 - 私は相手方とは婚姻届を提出していませんが、平成 年 月 日から夫婦として生活しています。
 - 事実婚と認められないとしても、(2)のとおりの交際関係です。
 - 私は平成 年 月 日相手方と離婚しました。
- #### (2) [申立人と相手方との関係が婚姻関係以外の場合]
- 私と相手方は、平成 年 月 日から交際関係にあります。
 - 私と相手方は、平成 年 月 日に交際関係を解消しました。
 - 相手方と共にする（共にしていた）生活の本拠は、次の場所です。

私と相手方の共同生活は、婚姻関係における共同生活に類似するもので、その事情は次のとおり。

(3) 同居を開始した日：平成 年 月 日

- (4) 私と相手方は、現在、同居（生活の本拠を共に）しています。
 - ただし、平成 年 月 日から一時的に避難しています。
 - 平成 年 月 日から別居（生活の本拠を別に）しています。

2 相手方から今までに受けた暴力又は生命・身体に対する脅迫は次のとおり。

- (1) ① 平成 年 月 日午 時ころ
- ② 場所は、 現住居で
 - （上記以外の）
- ③ 暴力・脅迫の内容は、
④ ③の暴力・脅迫により

です。

- ⑤ 医師の治療（入通院先：
(治療日数・全治)
□ 受傷等についての証拠は、 診断書 写真
(甲第 号証) です。

(注：暴力等につき欄が不足する場合には、このページをコピーして使用してください。)

()① 平成 年 月 日午 時ころ

② 場所は、□ 現住居で

□ (上記以外の)

で

③ 暴力・脅迫の内容は、

です。

④ ③の暴力・脅迫により

という被害（怪我）を受けました。

⑤□ 医師の治療（入通院先：

）を受けました。

（治療日数・全治）

です。

□ 受傷等についての証拠は、□ 診断書 □ 写真 □

（甲第 号証）です。

()① 平成 年 月 日午 時ころ

② 場所は、□ 現住居で

□ (上記以外の)

で

③ 暴力・脅迫の内容は、

です。

④ ③の暴力・脅迫により

という被害（怪我）を受けました。

⑤□ 医師の治療（入通院先：

）を受けました。

（治療日数・全治）

です。

□ 受傷等についての証拠は、□ 診断書 □ 写真 □

（甲第 号証）です。

()① 平成 年 月 日午 時ころ

② 場所は、□ 現住居で

□ (上記以外の)

で

③ 暴力・脅迫の内容は、

です。

④ ③の暴力・脅迫により

という被害（怪我）を受けました。

⑤□ 医師の治療（入通院先：

）を受けました。

（治療日数・全治）

です。

□ 受傷等についての証拠は、□ 診断書 □ 写真 □

（甲第 号証）です。

3 私が今後、相手方から暴力を振るわれて私の生命、身体に重大な危害を受けるおそれ
が大きいと思う理由は、次のとおり。

□ (離婚、内縁又は交際関係解消後の場合)

私が相手方との関係解消後引き続いて、相手方から身体的暴力を受けるおそれ
が大きいと思う理由は、次のとおり。

4 私は、相手方に対し、申立ての趣旨記載の私と同居している子への接近禁止命令を求
めます。私がその子に関して相手方と面会を余儀なくされると考えている事情は、次のと
おり。

5 私は、次のような理由から、相手方に対し、申立ての趣旨記載の私と社会生活上密接
な関係がある親族等への接近禁止命令を求めます。

(1) 氏名

申立人との関係：

私が同人にに関して相手方と面会を余儀なくされると考える事情

(2) 氏名

申立人との関係：

私が同人にに関して相手方と面会を余儀なくされると考える事情

6 私が相手方に対し電話等禁止命令を求める事情は、次のとおり。

7 配偶者暴力相談支援センター又は警察への相談等を求めた事実は、次のとおり

- (1) ① 平成 年 月 日午 時ころ
② 相談機関 警視庁 警察署 東京都女性相談センター[□]
 東京ウィメンズプラザ
③ 相談内容 相手方から受けた暴力、生命・身体に対する脅迫
 今後、暴力を受けるおそれがあること
 子への接近禁止命令を求める事情
 親族等への接近禁止命令を求める事情

④ 措置の内容 一時保護
 保護命令制度についての情報提供
 を受けました。
- (2) ① 平成 年 月 日午 時ころ
② 相談機関 警視庁 警察署 東京都女性相談センター[□]
 東京ウィメンズプラザ
③ 相談内容 相手方から受けた暴力、生命・身体に対する脅迫
 今後、暴力を受けるおそれがあること
 子への接近禁止命令を求める事情
 親族等への接近禁止命令を求める事情

④ 措置の内容 一時保護
 保護命令制度についての情報提供
 を受けました。

当事者目録

(郵便番号)

(住所)

申立人

(郵便番号)

(住所)

相手方

住　居　目　録

※ 2頁の「申立ての趣旨」で〔退去命令〕にレ点をした場合にのみ、相手方に退去を求める住所を記載する。